平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原 告 石垣清水 外33名

被 告 中部電力株式会社

## 証拠説明書9

静岡地方裁判所 民事2部合議係 御中

平成26年11月25日

原告ら訴訟代理人 弁護士 鈴 木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

外

## (甲C号証 原子力発電所の構造・設備等に関するもの)

甲C 号証	表題	作成者	作成(発行)年月日	原本/写しの別	頁 項目	立証要旨	立証趣旨	URL	備考
14	浜岡原子力発電所の地盤 の安全性を検証する-申 請書を基本にして	越路南行	平成26年3月11日	写し	93頁 ~100 防波壁 頁	防波壁の脆弱性	防波壁一般部については、液状化による側方流動および 地滑りと砂丘消失の可能性を考慮しておらず、砂丘が液 状化した場合の防波壁の健全性は担保されていないこ と。 また、下駄状構造により、海水が流入する可能性が高いこ と。 西側端部については、鋼管矢板を用いた構造であるとこ ろ、地震動や液状化、それに伴う側方流動発生に対して は脆弱であること。 西側端部の改良盛土部分についても、地震発生時には、 液状化とそれによる地滑りが生じ、盛土及び砂丘が崩壊し て、容易に海水が流入することとなること。		